

【別表1】マイティ管理対象化学物質

No.	物質名	管理基準			対応する JAMP管理対象物質		主な物質群名	CAS No.
		対象	管理区分	基準	関連法規制、基準	記号		
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法、 POPs条約、 EU POPs規制 Annex I	JP01	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数1以上を対象とする)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法、 EU POPs規制 Annex XVII、 POPs条約	JP01	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	
3	ポリ臭素化ビフェニル類(PBB類)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下	EU RoHS指令	EU01	ポリ臭化 ジフェニルエーテル	
4	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下	EU RoHS指令	EU01	ポリ臭素化ジフェニルエー テル類(PBDE類)	
5	短鎖型塩化パラフィン (炭素数10～13の短鎖型塩素化 パラフィンを対象とする)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	EU POPs規制 Annex I	EU04	短鎖塩素化パラフィン	
6	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)	化審法、 EU REACH規制 Annex XVII	JP01	TBTO(有機スズ)	56-35-9
7	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物(TBT)、トリ フェニルスズ化合物(TBT)を含む)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)	化審法、 EU REACH規制 Annex XVII	EU04	TBT類(有機スズ) その他のトリ有機スズ	
8	ベリリウム、及びその化合物 ※1	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	CLP規則【AnnexVI CMR-Cat. 1,2】	EU03 IA01	ベリリウム、 及びその化合物	
9	オゾン層破壊物質 (HCFCを除く)	化学品、 ア－ティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	オゾン層保護法、 モントリオール議定書	IA02	オゾン層破壊物質	

No.	物質名	管理基準			対応する JAMP管理対象物質		主な物質群名	CAS No.
		対象	管理区分	基準	関連法規制、基準	記号		
10	アスベスト類	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	安衛法、 EU REACH規制 Annex XVII	JP02	アスベスト又は石綿	
11	ペルフルオロオクタンスルホン酸、 及びその塩 (パーフルオロオクタンスルホン 酸、及びその塩)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法、 EU POPs規制 Annex I、 POPs条約	JP01	PFOS	
12	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリア ゾール-2-イル)-4, 6-ジ- <i>tert</i> - ブチルフェノール	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法	JP01		3846-71-7
13	カドミウム、及びその化合物 ※2	化学品	含有管理	-	EU RoHS指令、 EU REACH 規制 Annex XVII	EU01	カドミウム、 及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：100ppm以下 (金属換算値)				
14	六価クロム化合物	化学品	含有管理	-	EU RoHS指令、 EU REACH 規制 Annex XVII	EU01	六価クロム	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)				
15	水銀、及びその化合物	化学品	含有管理	-	EU RoHS指令	EU01	水銀、及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)				
16	鉛、及びその化合物 ※3	化学品	含有管理	-	EU RoHS指令、 EU REACH 規制 Annex XVII	EU01	鉛、及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)				

No.	物質名	管理基準			対応する JAMP管理対象物質		主な物質群名	CAS No.
		対象	管理区分	基準	関連法規制、基準	記号		
17	塩化ビニルモノマー 但し、食品包装材料を対象とする	化学品	含有管理	-	食品衛生法 CLP規則 AnnexV CMR-Cat.1,2 REACH規則 Annex XVII	- EU3 EU4		75-01-4
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度：1ppm以下 (食品衛生法による プラスチック容器包装の 衛生規格準拠)				
18	特定アミンを生成する アゾ染料・顔料 ※4	化学品	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII、 ジョイントインダストリーガイドライン	EU04 IA02	脚注 ※4、 及び別表1参照	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度：1ppm以下 (食品衛生法による プラスチック容器包装の 衛生規格準拠)				
19	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	化学品	含有管理	-	EU POPs規制 Annex I、 化審法、 POPs条約	EU04	臭素系難燃剤	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと				
20	ジブチルスズ化合物	化学品	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII	EU04	ジブチルスズ化合物	
		アーティクル	含有禁止	含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)				
21	ジオクチルスズ化合物	化学品	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII	EU04	ジオクチルスズ化合物	
		アーティクル	含有禁止	含有濃度：1000ppm以下 (金属換算値)				
22	フマル酸ジメチル (ジメチルフマレート)	化学品	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII	EU04		624-49-7
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、 含有濃度：0.1ppm以下				
23	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類、Deca BDE)	化学品、 アーティクル	含有管理	意図的含有なきこと	化審法、 EU RoHS規制、 EU REACH規制 Annex XVII、 EU POPs規制 Annex I	IA02	臭素系難燃剤	

No.	物質名	管理基準			対応する JAMP管理対象物質		主な物質群名	CAS No.
		対象	管理区分	基準	関連法規制、基準	記号		
24	フタル酸エステル類 ※5	化学品、 アーティクル	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII、 REACH規則 SVHC	IA02		
25	ニッケル、及びその化合物	化学品、 アーティクル	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII	EU04	ニッケル、 及びその化合物	
26	ヒ素、及びその化合物	化学品、 アーティクル	含有管理	-	EU REACH規則 Annex XVII	EU04	ヒ素、及びその化合物	
26	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	化学品	含有管理	50ppm未満	EU REACH規則 Annex XVII	EU04		61788-33-8
27	ポリ塩化ビニル(PVC)、及び PVCコポリマー ※6	化学品、 アーティクル	含有管理	-	ジョイントインダストリーガイド	IA02		61788-33-8

改定 2018年3月

※1 下記に該当する場合は含有管理とする。

電気・電子機器及びその部品または付属品の接点機能部位に含有しているものであって、人がベリリウム、及びその化合物に直接触れるおそれがないように、メッキが施されているもの。

※2 高信頼性の要求される電気接点のめっきで代替材のないものを除く。

※3 但し、内部接続用高融点はんだ(鉛が85wt%以上の有鉛はんだ)、陰極線管のガラス、及び含有量が0.2wt%未満の蛍光管ガラス、0.35wt%未満の機械加工用の鋼材、0.4wt%未満のアルミニウム合金、4wt%未満の銅合金、1000ppm未満のはんだを除く。

※4 REACH規則付属書XVIIに定める試験法により、製品または製品を構成する染色部分から、別表2に示す芳香族アミンが30ppmを超えて発生する可能性のあるアゾ染料・顔料を対象とする。アーティクルのうち、人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のある織物・布地や皮革、およびこれらを用いた製品については含有禁止とする。

※5 別表3に示すフタル酸エステル類を対象とする。

※6 ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマーを含有する場合には、下記の方法でご報告願います。

- ・化学品については、SDSの組成および成分情報に記載してください。
- ・アーティクルについては、AISに記載する均質材料の材質として「PVC」を選択してください。

JAMPは、アーティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、業界横断の活動推進主体として発足しました。

<http://www.jamp-info.com/about>

【別表1】マイティ管理対象化学物質

改訂履歴

年月	No.	物質名	旧	新
2018/3	2	ポリ塩化ビフェニル類		条約、規制を追加
	3	ポリ塩化ナフタレン	塩素数3以上	塩素数1以上
				規制、条約を追加
	6	短鎖型塩化パラフィン		規制を変更
	7	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド		規制を追加
	8	三置換有機スズ化合物		法を追加
	9	オゾン層破壊物質		法を追加
	10	アスベスト類		規制を追加
	11	ペルフルオロオクタンスルホン酸	パーフルオロオクタンスルホン酸	ペルフルオロオクタンスルホン酸
	13	カドミウム		規制を追加
	14	六価クロム化合物		規制を追加
	16	鉛		規制を追加
	19	ヘキサブロモシクロドデカン		規制を変更、法、条約を追加
	23	臭素系難燃剤		対象物質を変更
				法、規制を追加

【別表2】 マイティ管理対象化学物質 : 芳香族アミン化合物の一覧

No.	物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
7	4-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4'-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	1-アミノ-2-メトキシ-5-メチルベンゼン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

改定

2018年3月

【別表2】 マイティ管理対象化学物質 : 芳香族アミン化合物の一覧

改訂履歴

No.	改訂内容
13	名称変更
14	名称変更

【別表3】 マイティ管理対象化学物質 : フタル酸エステル類の一覧

No.	物質名	CAS No.
1	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8
2	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
3	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
4	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	117-81-7
5	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	84-74-2
6	ジアルキル(C=7~11、分枝及び直鎖)=フタラート(DHNUP)	68515-42-4
7	フタル酸ジイソヘプチル(DIHP)	71888-89-6
8	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0
9	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0
11	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1

改定

2018年3月